

令和6年度第1回花巻市地域自治推進委員会 会議録

1 開催日時

令和6年5月21日（火）午後2時～午後3時48分

2 開催場所

まなび学園 3階 第2・第3中ホール

3 出席者

(1) 委員（出席11名、欠席3名）

区分	団体等	氏名	出欠
第1号委員 公共的団体 から推薦さ れた者	花巻市認定農業者協議会会長	川村 厚	出席
	花巻市商店街振興組合協議会会長	佐藤 良介	出席
	花巻温泉郷観光推進協議会副会長	清水 隆太郎	欠席
	花巻地域交通安全母の会連合会	伊藤 貞子	出席
	花巻市区長会（花北地区）	木村 武司	欠席
	花巻市区長会（花南地区）	大場 幸男	出席
	花巻市区長会（湯本地区）	中島 弘行	出席
第2号委員 学識経験を 有する者	花巻市民生委員児童委員	伊藤 澄枝	出席
	男女共同参画推進員	小笠原智恵子	欠席
	主任児童委員	永井 ミナ子	出席
	ボランティア活動実践者	前野 祐子	出席
第3号委員 公募委員		吉田 優子	出席
		杉山 綜一	出席

(2) 事務局（4名）

阿部地域振興部長、大竹地域づくり課長補佐、川村地域づくり課地域振興係長、高橋地域振興係主査

(3) 説明員（6名）

総合政策部

岩間総合政策部長

菊池秘書政策課課長

鎌田秘書政策課課長補佐

八重樫秘書政策課企画調整係長

地域振興部

阿部地域振興部長

大竹地域づくり課長補佐

4 傍聴者 なし

5 次第

(1) 開会【大竹地域づくり課長補佐】

(2) 挨拶【阿部地域振興部長】

(3) 委員紹介

(4) 花巻市地域自治推進委員会の役割の説明【大竹地域づくり課長補佐】

(5) 会長及び副会長選出【委員による互選】

(6) 審議

ア 第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン(案)について(諮問)

【説明：岩間総合政策部長、菊池秘書政策課課長】

イ (仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例
について(説明)

【説明：阿部地域振興部長】、大竹地域づくり課長補佐】

(5) 閉会【大竹地域づくり課長補佐】

6 議事録

大竹地域づくり課長補佐 それでは、ただいまから令和6年度第1回花巻市地域自治推進委員会を開会いたします。初めに、市長に代わりまして、地域振興部長の阿部より皆様に委嘱状をお渡しいたします。その場でお待ちいただきたいと思います。

(各委員へ委嘱状を交付)

大竹地域づくり課長補佐 続きまして市長に代わり、地域振興部長よりご挨拶申し上げます。

阿部地域振興部長 地域自治推進委員会の開会に当たりましては、本来であれば会長よりご挨拶をいただくところではございますが、本日の委員就任後初めての委員会でございますのでこの後、会長、副会長の選出をお願いすることとなりますので、恐縮ではございますが、市長に代わりまして私から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様方には、本委員会の委員をお引き受けいただきましたことに感謝を申し上げます。また、日頃、市政に対してご支援ご協力をいただいておりますこと、重ねて感謝を申し

上げます。

平成 18 年 1 月に旧花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、その際に旧 3 町地域に地域協議会を旧花巻市地域に本花巻市地域自治推進委員会を設置しております。地方分権の推進により、地方自治体は自己決定と自己責任のもと、地域の皆様のニーズに対応することが求められております。また、一定の区域を単位とし、住民自治の強化や、行政と住民の協働の推進が重要となっております。

花巻市においては重要な計画等の策定に当たって、本委員会や地域協議会からの答申や意見をいただいくことといたしております。本日は会長と副会長の選出後に早速第 2 次まちづくり総合計画前期アクションプランとパートナーシップ制度についてご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

改めて委員をお引き受けいただきましたこと、今後 2 年間お世話になりますことに感謝を申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

大竹地域づくり課長補佐 それでは、ここで本日出席の委員の皆様をお配りしております名簿によりましてご紹介いたします。初めに第 1 号委員、公共的団体から推薦された皆様でございます。花巻市認定農業者連絡協議会より、川村 厚委員でございます。花巻市商店街振興組合協議会より佐藤良介委員でございます。次に本日欠席ではございますが花巻温泉観光推進協議会より清水隆太郎委員をご推薦いただいております。続きまして花巻地域交通安全母の会連合会より伊藤貞子委員でございます。花巻市区長会花北地区の木村武司委員は本日欠席でございます。同じく花巻市区長会花南地区より大場幸男委員でございます。花巻市区長会、湯本地区より中島弘行委員でございます。花巻市区長会の湯口地区より田中哲明委員でございます。

続きまして第 2 号議案、学識経験を有する方々、民生委員児童委員であります伊藤澄枝委員でございます。男女共同参画推進の小笠原智恵子委員につきましては、本日出席されるとのことでしたので、後ほどいらっしゃるかと思います。続きまして、主任児童委員であります永井ミナ子委員でございます。続きましてボランティア活動を実践しておられます前野祐子委員でございます。続きまして公募による方々でございますが、吉田優子委員でございます。同じく杉山綜一委員でございます。以上、ご紹介とさせていただきます。

続きまして事務局職員の紹介をいたします。初めに、先ほどご挨拶申し上げました地域振興部長の阿部でございます。地域づくり課地域振興係長の川村でございます。同じく地域づくり課地域振興係主査の高橋でございます。最後に私、地域づくり課の大竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に花巻市地域自治推進委員会につきまして若干ご説明いたします。皆様には本年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年間、花巻市地域自治推進委員会委員をお願いすることとなりますので、委員の役割につきまして、その概要をご説明いたします。

花巻市では、先ほど部長の挨拶でも触れましたとおり、地域自治の推進を図ることを目的に、花巻地域の住民を委員とする地域自治推進委員会を設置しております。また、花巻以外の3地域におきましては、地域協議会がそれぞれ設置されております。本日はご審議いただき総合計画や新市建設計画などの重要な計画の策定に当たっては、本委員会の意見を聞かなければならないとされていることから、該当する計画策定の都度委員会を開催しております。会議の開催回数はその年によって異なりますが、昨年度はこの総合計画の策定年であったということもありまして、4回開催しております。令和4年度は2回の開催でございました。審査では、計画を策定した担当部署より、計画策定の趣旨などの説明を行い、その後、委員の皆様から質問や意見を伺います。その意見を付して書面により答申する形態と答申によらず意見聞き取りの形態がありますが、どちらの形態を用いるかは、策定する計画等の性質によって市が判断しているものでございます。本日は、前段の総合計画アクションプランにつきましては諮問という形でございまして、後段、私どもがお願いしておりますパートナーシップ制度については、意見を伺うという形としてございます。

なお、会議の開催につきましては、約2週間前までにご案内しますのでよろしく願いいたします。

それでは、次に次第の5会長および副会長の選出でございまして。花巻市地域自治推進委員会条例第4条第2項に会長が会議の議長となると規定しておりますが、委員が替わりましてから初めての委員会でありますので、会長が決まるまでの間、地域振興部長が進行いたします。

阿部地域振興部長 それでは会長が決まるまでの間、私が進行を務めます。これより会長の選出に入ります。選出方法につきまして、いかがお取り計らいでしょうか。ご意見等ございますか。

(発言する者なし)

阿部地域振興部長 どなたからも発言がありませんので、事務局から発言してもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

阿部地域振興部長 それでは事務局からご説明をお願いいたします。

大竹地域づくり課長補佐 私どもといたしましては、会長を前期もお務めいただきました川村 厚委員にお願いできればと考えてございます。よろしく願いいたします。

阿部地域振興部長 ただいま事務局から川村 厚委員を会長にという案が示されましたが、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

阿部地域振興部長 それではないようですので、会長には川村委員ということでよろしいければ、拍手でご承認をお願いいたします。

(拍手)

阿部地域振興部長 それでは、会長には川村 厚委員と決定いたしました。

花巻市自治推進委員会条例第4条第2項の規定により、会議の議長は会長が行うこととなっておりますので、以降の進行は川村会長に行っていただきます。

なお、会長におかれましては、就任のご挨拶をお願いいたします。

(席移動)

川村会長 初めての方もたくさんいますので、ここで自己紹介を兼ねて挨拶したいと思います。私が所属しているこの認定農業者組織というのは、大体600人ほどおりますが、農業者の中には、この会に入っていない方もいらっしゃるかと思います。その中で、まず今後の花巻の農業をどうしていくのかとか、そういうことをやりながら、一番大事なのはやっぱり勉強です。やはり日々勉強していかないと、それこそ変な天気との戦いが一番に大きくなる職業ですので、その中で皆さん頑張っています。そういう団体から出ております。ただ最近はやっぱりどの職業も一緒に、後継者がなかなか決まらない、組織は大きくなったけど、農家の後継者が出てこない。会社、法人だけが増えている。農林水産省が必要なくなるような気もしています。

あまり関係のない話をしてしまいましたが、花巻もなかなか人口も増えずに推移していますので、皆さん住み良い街というのを頭に描きながら、どうぞよろしく願いします。

川村会長 それでは副会長の選出に入ります。選出の方法についていかが取り計ら言いましょうか。

(発言する者なし。)

川村会長 ないのであれば、先ほどのように事務局に案があれば、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり。)

川村会長 それでは事務局の案をお願いします。

大竹地域づくり課長補佐 はい、私供といたしましては、同じく前期副会長をお務めいただきました伊藤 澄枝委員をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

川村会長 事務局から伊藤 澄枝委員を副会長にする案が提出されましたが、他にはございませんか。

(発言する者なし。)

川村会長 それでは、副会長には伊藤委員ということで拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

川村会長 副会長に就任された伊藤委員よりご挨拶をお願いします。

伊藤副会長 ただいま選任いただきました伊藤 澄枝でございます。民生委員をやっています。地域で得た情報をこちらの方に微力ながら意見として提出できればいいかなというふうに考えています。まだまだわからないこともたくさんございますので、皆さん

の御協力をいただいて会長を支援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

川村会長 よろしくお願ひします。それでは次第の6、審議に移ります。

本日、審議いただく案件はお手元の次第にありますとおり2件でございます。最初に第2次まちづくり総合計画アクションプランについて審議しますので、担当の総合政策総合政策部秘書政策課に入室いただきます。

(担当職員入室)

川村会長 審議いただく前にこの案件に関して、本委員会の事務局から説明があります。事務局より説明をお願いします。

大竹地域づくり課長補佐 本日議題となっております第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにつきましては、市長からの諮問書の提出を受け、案について、委員の皆様にご審議いただき、同プランに対しまして皆様に賛否をお伺いしました上で、委員会としての答申を書面により行うものでございます。

それでは、諮問書の提出をいただきたいと思っております。総合政策部長から川村会長にお渡しください。

岩間総合政策部長 では、市長に代わり諮問いたします。花巻市地域自治推進委員会会長様、花巻市地域自治推進委員会条例第2条第2号の規定に基づき、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン(案)について諮問いたします。よろしくお願ひします。

川村会長 市長から諮問をいただきました。ただ今事務局から説明がありましたとおり、本件に関しては、計画に対する意見を、書面による答申という形で求められております。皆様から意見聴取し、後日、書面で答申いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日説明のためにご出席いただいた方々をご紹介します。総合政策部の岩間部長、同じく菊池秘書政策課長、秘書政策課 鎌田課長補佐、同じく秘書政策課の八重樫企画調整係長であります。それでは第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン(案)について、担当の総合政策部秘書政策課から説明をお願いします。

岩間総合政策部長 それではただいま諮問させていただきました第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの案につきましてご説明をさせていただきます。

前期アクションプランにつきましては昨年の5月になりますが、花巻市市民参画・協働推進委員会におきまして、市民参画の手法について事前評価をいただき、その中で「適切である」という評価をいただいた手法に基づきまして、関係団体との意見交換を実施いたしました。その中で各分野における特有の課題ですとか望まれる施策等についてのご意見をお聞きし、反映について検討を重ねてきたところでございます。

花巻市におきましては、副市長を委員長とする内部組織といたしまして、花巻市総合計

画策定委員会を設置しておりますが、その委員会による審議を経まして、案として決定し5月15日、先週になります。議員説明会を開催したところでございます。

今般、花巻市地域自治推進委員会への諮問となったわけでございますけれども、この後さらに花巻市総合計画審議会への諮問も行うことを予定しております。詳細につきましては担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

菊池秘書政策課長 それでは、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン案につきまして、ご説明させていただきます。お配りしておりますアクションプラン案、1枚めくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。本計画の全体構成ですが、「第1章、アクションプランとは」「第2章、計画を進めるうえで重視する視点」「第3章、第2次花巻市まちづくり総合計画の体系」「第4章、分野別計画」「第5章、重点施策推進プロジェクト」「第6章、主要事業計画」「第7章、財政見通し」の7つの章で構成しております。

続きまして「第1章、アクションプランとは」について説明させていただきます。2ページをお開き願います。長期ビジョンでも触れておりますが、「1、策定の趣旨」は、第2次花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像の実現に向けて、長期ビジョンを着実に実行するため、まちづくり分野ごとに取り組む主要な事業や成果指標の目標値など、具体的な施策の展開を示すものであるということを示しております。

次に、「2、計画期間とローリング」であります。前期アクションプランの計画期間を令和6年度から令和9年度までの4年間とし、長期ビジョンの令和9年度時点の中間目標を設定すること、また、社会経済状況の変化に対応するとともに、事業費等の時点修正を行うため、政策、施策の基本的な取組方向を変更しないことを前提に、毎年度、3年先までを見通したローリングを行うこととしております。

次に「3、市民との協働による推進」は、将来都市像や目指す姿を市民と共有し、協働して取り組んでいくことが大切であるとの認識から、長期ビジョンにみんなで取り組みたいこととして掲載した各まちづくり分野における市民、企業に期待される取組を参考に可能な取組について、市民との協働によるプランの推進を図ることとしております。

「4、進行管理」は、アクションプランの進捗管理を、本市の行政評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させることで、取組の成果の評価結果を市民と共有し、将来都市像に向けた取組を着実に推進していくこととしております。

続きまして「第2章、計画を進めるうえで重視する視点」についてご説明いたします。6ページをお開き願います。計画を進める上で重視する視点は次の3点であります。

1点目は、「人口減少対策の推進」であります。こちらに掲載しておりますグラフは長期ビジョンに掲載したものと同様のグラフであります。国立社会保障・人口問題研究所の推計と、本市の実績値、目標値を示したグラフでございます。

このグラフからも分かるように本市の人口は、同研究所の推計値を上回っている状況であり、これまでの子育て支援や移住・定住の取組が、一定の成果を上げていると推測さ

れるところでございます。その上で、人口減少のスピードを緩やかにし、市全体の活力を持続させていくための取組として、子ども・子育て応援プロジェクトと花巻で暮らそうプロジェクトの2つを重点施策推進プロジェクトとして位置づけ、人口減少対策に取り組むことにより、将来都市像の実現を目指すこととしております。

2点目は、「総合計画とSDGsとの関係」であり、総合計画の推進を図ることがSDGsの達成に寄与するとの考え方にに基づき、本アクションプランでは掲載した政策・施策を行うことで、17のゴールのどれを達成することに繋がるかを明らかにする方法として、施策ごとに紐付けられるSDGsのアイコンを明示し、SDGsの推進に繋げていくこととしております。

3点目は、「デジタル技術を活用した取組の推進」であります。国は令和4年6月に閣議決定したデジタル田園都市国家構想基本方針において、デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、デジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していく必要があるとしております。本市におきましても、デジタル技術の活用範囲が拡大しているところでありますが、今後あらゆる分野において、更なるデジタル技術の導入・活用を図っていくこととしております。

続きまして「第3章、第2次花巻市まちづくり総合計画の体系」についてご説明いたします。12ページをお開き願います。こちらは、長期ビジョンに定める「しごと」「暮らし」「健康・いのち」「子育て・人づくり」「地域づくり」「行政経営」の6つのまちづくり分野と、それぞれの政策・施策体系を一覧化したものでございます。

続きまして「第4章、分野別計画」についてご説明いたします。アクションプラン案の15ページからでございますが、ここからが各まちづくり分野の事業や成果指標の目標値、具体的な施策の展開を記載したものであります。この第4章だけで200ページを超えておりますので、本日はお配りしました資料でございますが、6つのまちづくり分野、20の政策、68の施策、さらに施策の方向や目指す姿、成果指標、関連するSDGs、事業数を記載した「参考資料 第4章、分野別計画一覧」をご用意いたしましたので、全体を把握する資料としてご活用いただければと存じます。それでは第4章に記載している内容につきまして、この参考資料を用いて、しごと分野を例にご説明いたします。

分野ごとの目指す姿は、長期ビジョンにおいて定めたものであり、分野ごとに複数の政策を定めております。しごと分野における政策は「農林業の振興」「商工業の振興」「観光の振興」「市内企業への就業の促進」の4項目であり、政策ごとに目指す姿と成果指標を設けております。

「農林業の振興」では、政策の目指す姿を「スマートで持続可能な農林業経営が実現しています。」とし、政策の成果指標として、農業者1人当たりの農業所得金額を設定したところです。また、政策の下に施策を展開し、政策「農林業の振興」におきましては、「農業生産の支援」「生産基盤の整備」「特産品の開発」「森林資源の活用の推進」「森林の保全」「担い手の育成」の6つの施策を設けています。

また、施策ごとに目指す姿と成果指標、さらに関連する SDGs のゴールを示しており、施策、農業生産の支援におきましては、目指す姿を「安定した農業生産ができています」とし、成果指標は振興作物の栽培面積を設定したところであります。この施策に関連する SDGs のゴールは、飢餓をゼロに、働きがいも経済成長も、産業と技術革新の基盤をつくろう、住み続けられるまちづくりを、つくる責任つかう責任、海の豊かさを守ろう、パートナーシップで目標を達成しようの 7 項目であり、紐づけられる事業は 22 事業となっております。

以下、同様に政策と施策についてまとめておりますのでご確認いただければと存じます。アクションプラン案に掲載している主要事業の事業費につきましては、令和 6 年度当初予算の主要事業に係る経費を柱として掲載しているものでございますが、これに加えまして、令和 6 年度当初予算に盛り込んでいなかったものの、本年 4 月 23 日の策定委員会における本案決定時点で、事業内容がある程度固まり、今後、令和 6 年度中に補正予算等により実施が見込まれる主な案件につきましても、想定される事業費を積み上げ、掲載しているところでございます。

なお、補正予算を実際に提案する時点におきましては、事業の更なる精査により事業費が変更になることが想定されますので、この点につきましてはご了承をお願いしたいと思います。

ここで花巻地域に関わる令和 6 年度における主要事業の具体例をいくつかご説明したいと思います。アクションプラン案の方に戻っていただきまして、170 ページをお開き願います。表の一番下に、記載の義務教育学校整備事業でございます。これは矢沢地区における義務教育学校の設置に係る基本設計・実施設計業務の実施を予定するものでございます。矢沢小学校、矢沢中学校を小中一貫校にするものでございます。

なお、この基本設計等により明らかになる建築費等につきましては、今後のローリングによって事業費を掲載していく予定としております。

続きまして、180 ページをお開き願います。表の下から 4 つ目に記載の生涯学習施設整備事業でございます。令和 6 年度の事業費約 960 万円のうち、122 万円は、市民の家の登録有形文化財としての可能性を探るための調査事業でございます。こちらにつきましても、今後必要となる経費につきましては、調査の結果を見て、今後のローリングの際に掲載していく予定としております。続きまして 214 ページをお開き願います。表の一番上に記載してあります振興センター整備事業でございますが、これは花南振興センターの改修工事のほか、笹間振興センター改修工事に係る実施設計、太田振興センタートイレの改修工事に係る実施設計を予定しているものでございます。

なお、そのほかの振興センターにつきましても、今後、長寿命化等のための費用が見込まれるところでありますが、老朽化度調査等の結果を見て今後の方向性、優先順位を検討した上で事業化し、今後のローリングの際に盛り込んでいくことを考えております。このほか、道路整備や歩道整備、河川改修等につきましても、前期アクションプランに

記載してございますが、具体の路線等につきましては、各地域の要望や、国の交付金の採択状況等を踏まえまして、計画的に実施していく予定でございます。

次に、アクションプランの241ページからの「第5章、重点施策推進プロジェクト」についてご説明いたします。こちらは「こども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」の2つの重点施策推進プロジェクトについて、長期ビジョンからの引用、又はアクションプランの第4章、分野別計画からの再掲の形で、項目ごとに整理して記載しているものでございます。

具体的には、アクションプランの242ページをご覧くださいと思います。

「こども・子育て応援プロジェクト」の項目の1つ目、「妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制の充実」といたしましては、「母子保健、周産期医療の充実」「子育て支援の充実」「家庭の教育力向上」に取り組むこととしております。それぞれの施策の方向の主なものといたしましては、第4章、分野別計画から抜粋して再掲の形で記載しているものであります。

こども・子育て応援プロジェクトにつきましては、次のページ以降に②周産期医療の維持確保、③妊娠出産子育てに係る経済的支援の充実、次のページになりますが、④子どもの貧困対策、⑤子どもの学習支援、次のページになります。⑥子育てしやすい環境の充実、⑦職場の理解促進について掲げております。また、248ページから252ページには、プロジェクトに関連する事業を掲載しておりますが、こちらも第4章、分野別計画の中から再掲の形で掲載しているものであります。

次に、253ページをお開き願います。こちらは花巻で暮らそうプロジェクトに関する記載であります。①移住・定住に関する相談体制の充実、②移住・定住支援の充実、③結婚支援の充実、④魅力ある商業エリアの創出、⑤働く場の確保と所得の向上、⑥企業や地域の意識改革の推進、⑦シビックプライドの醸成について記載し、259ページからは、その事業について記載しております。こちらにつきましても第4章、分野別計画の中から再掲の形で掲載しているものであります。

続きまして「第6章、主要事業計画」についてご説明いたします。264ページをお開き願います。ここでは、長期ビジョンの「まちづくり分野の目指す姿」、アクションプランの「政策の目指す姿」「施策の目指す姿」「成果指標」を実現達成するための事業に係る政策・施策別の事業費を、第4章、分野別計画の中から再掲の形で掲載しているものであります。それぞれの分野の事業費の合計や前期アクションプラン計画期間中における事業費の合計は、資料に記載しているとおりでございます。

なお、毎年度実施する行政評価の結果や社会状況の変化、来年度の歳入の状況によりまして、事業内容や事業費の見直し、新たな事業の選定を行うこととしております。

続きまして、「第7章、財政見通し」についてご説明いたします。270ページをご覧くださいと思います。「1、はじめに」は、第2次花巻市まちづくり総合計画の前期アクションプランに掲げる事業を着実に実施するため、現在の財政状況と現時点で把握して

いる地方財政制度を踏まえて、令和6年度から令和9年度までの収支を試算したものであることを示しております。

続きまして、「2、財政見通しの推計方法」であります。歳入につきましては、一般財源は令和6年度当初予算額をベースに人口推計や近年の経済状況を踏まえまして、推計しております。また、国県支出金等の特定財源につきましては、主要事業の積み上げにより推計しております。歳出につきましては、主要経費は本計画に掲載している主要事業の合計額に令和4年度決算の執行率を乗じて推計しており、管理運営費及び特別会計への繰出金等につきましては、令和6年度当初予算をベースとした各年度の経費を積み上げ、令和4年度執行率を乗じて推計したものを記載しております。

続きまして、次のページになりますが、「3、計画期間中の財政見通し」につきましては、推計の結果、表の下の方になりますが、令和9年度末の財政調整基金は46億1000万円、まちづくり基金は59億6000万円の残高を確保できる見込みとなったところであり、令和9年度末の地方債残高は445億3000万円と見込まれ、地方債残高は縮減が見込まれています。

なお、現在、令和5年度の決算を精査しているところでありますので、これが固まり次第、決算額を踏まえ、若干修正させていただく場合があります。

最後に「4、計画期間中の収支不足への対応」であります。計画期間中の収支不足額につきましては、管理運営費を中心に削減に努める他、必要に応じて、市債の発行や基金の取り崩しにより対応していくことを記載しております。

なお、今後の予算編成につきましては、この財政見通しをもとにしながら、社会経済情勢等の変動及び市財政の状況により柔軟に対応していくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

川村会長 担当課からの説明が終わりました。委員の皆様から意見、質疑等発言をお願いします。

大場幸男委員 この総合計画についてはきちんと検討されたこともあって、意見ということはないのですけれども、全体を見渡したときに一番必要なことは、目指す姿が、みんなで絵が描けるような姿になってないといけなくて、その実践に入る中で、評価指標が出てくる。まず、一番はみんなで絵が描けるかということが重要なのではないかとこのように僕は思う。そして、アクションプランが出てきて、それで実践する。これについては、ずっと積み重ねてきた経験があって、審議もされた非常に良い、素晴らしいものだと思います。それで、評価ということがあって、この評価をするときに一番分かりやすいのは、数字がこのプランの中に落とし込まれていることだと思います。この数字が確実に評価指標の中に入っているかどうか、たぶん入っているのだと思いますけれども、これが客観的な方法で、もしくはアンケート等で埋め合わせしていくという手法で評価するというふうな形になっていると思いますが、一番気にしているのは、データが2年ぐらい前のものしか取れないときに、それと対比して評価するという危険性はない

ような形でぜひ進めていただきたい。情緒的な話し言葉だけでなく、アンケートなどで埋め合わせして、結果としてどういうふうな数字で、改善されて進んできていますというふうな評価方法にしていきたいというふうに感じました。以上です。

菊池秘書政策課長 とても参考になるご意見をありがとうございます。もちろんこのアクションプランの中で、委員おっしゃったように、それぞれ目指す姿を掲げ、それぞれの成果指標を設定して取り組んでまいります。そのほかにここには載っていない成果指標につきましてもそれぞれの事業において数字を捉えながら、また「まちづくり市民アンケート」も毎年行っておりますので、そういった市民の皆様の考え方を的確に捉えながら、進めていきたいと考えております。

川村会長 続きまして、杉山委員どうぞ。

杉山綜一委員 公募により選任されました杉山と申します。

私は個別のページについて、ちょっとこれどうなのかなというのをお聞きしたいと思います。161 ページ、豊かな人間性の育成というところ、小学生と中学生に対しての多分、目指す姿というのが示されていると思います。「全ての児童生徒が自分を大切にするとともに、他者への思いやりの心を持っています」というところですね。これちょっとなんか見たときに違和感があるなど、現状とか課題とかで自己肯定感というのが言及されています。目指す姿のところでは他者を思いやりましょう。自分のことも大切にしましょうというのが目指す姿として書かれているのですけれども、何か自己肯定感と自分を大切にすることは、ちょっと一致しないというか、含んでいる部分はあるのですけれども、何か直接的じゃないというか、ちょっとずれがあるような感じがして、この学習定着度状況調査で、おそらく小学5年生と中学2年生に対して「自分には良いところがあると思いますか」という問いのアンケート結果、自己肯定感、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計で68%というものを多分出していると思うのですけれども、成果指標として測ろうと思ったら、もうちょっと適切なアンケートの質問項目があるか、それか目指す姿自体を、全ての児童生徒が自己肯定感を高め、他者への思いやりを持ってというような形に変えることは検討されないのかなということをお聞きしたいなと思いました。

岩間総合政策部長 ご意見ありがとうございます。まず自己肯定感と自分を大切にすることはきっちりイコールではないのではないかとのご意見はそのような部分もあるかなとは思いますが。一方で、第2次花巻市まちづくり総合計画は、第1次計画からの継続性ということでの定点観測する部分も必要だと捉えております。第1次計画における成果指標については、この自己肯定感の部分の数値を使ってきたというところもございますので、経年での動きも見たいということもございまして、引き続きの成果指標とさせていただきますというような状況がございます。あと、思いやりの心を持った生徒という部分については、「他者への思いやりの心を持っているか」という部分とイコールになるかなと捉えております。今後、また新たなアンケート項目等が考えられる場合には、

検討もあるかと思いますが、現時点におきましては、継続性を重視したいということで、この項目でご理解いただければなというふうに思います。

杉山綜一委員 どうもありがとうございます。

川村会長 ほかにございますか。

前野祐子委員 前野祐子と申します。初めて今日この会議に出席させていただいて、なんだか勝手がわからないので、1回質問させていただきたいのですが、このまちづくり総合計画としてアクションプランをこういうふうに提示されているわけですが、1から6までの各分野がありますし、総合という形で俯瞰する部分から見たまちづくりということもあるかと思うのですが、全てのこのまちづくりの各分野においては、その分野ごとに専門の政策を推し進める部署があるという認識でいいのでしょうか。そしてそれを全て取りまとめて、この分野が正しい方向に、プロジェクトとして進んでいるかどうかというものを総合的に判断するのが総合政策部という認識でよろしいのでしょうか。

菊池秘書政策課長 このまちづくり総合計画を推し進めていく中で、まず、前期アクションプラン、4年間の計画を策定させていただいたわけですが、まちづくり分野ごとに、それぞれ具体的な事業を掲載してございます。それぞれの事業につきましては、各担当部署がございまして、各部署で責任を持って事業を進めていくということになりますし、それぞれの事業に対しまして、行政評価ということで外部委員の皆様による評価をしていただきますし、個別事業の検証を行った上で、行政評価をしてまいりますので、そのまとめがこのアクションプランの評価に繋がることとなります。

前野祐子委員 わかりました。ありがとうございます。

川村会長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

川村会長 ないようでございますので、それでは、委員の皆さまから御意見を伺いました。委員会としての意見をまとめるにあたって、はじめに原案に賛成するか否かを確認したいと存じます。いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

川村会長 それでは、ただいまいただいた意見の内容をもとに原案に賛成ということ、当委員会として市長に答申したいと思っております。

なお、その内容としましては、会長に一任いただきたいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

川村会長 ありがとうございます。それでは答申文を調製のうえ市長に提出いたしたいと存じます。それでは、総合政策部の皆様にはご退出いただきます。少し休憩します。

(休憩)

川村会長 それでは再開します。本日の2件目は、仮称花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例についての説明と意見聴取ということです。本件は事務局である地域振興部地域づくり課の案件ということで、担当される職員は、会議の冒頭に紹介したとおりであります。説明をお願いします。

阿部地域振興部長 はい、大変お疲れ様でございます。それでは説明をさせていただきたいと思います。本日は現在制定に向けた作業を進めております仮称、花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例と仮称花巻市パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度に関する条例施行規則の素案についてご説明をいたします。当市では、当事者から直接制度の導入を要望されたことはございませんが、本年の市長施政方針におきまして、「当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず、異性間の事実婚を含むパートナーシップおよびパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。」と表明しております。それを踏まえまして、現在、条例によってパートナーシップ制度を導入することについて検討を進めているところであります。

当市が制度を条例で制定することにした理由につきましては、条例で制定する場合は、市民の代表である議員によって構成される議会の議決により決定されることとなります。また、議案として提出するまでには、公募委員もメンバーとしている審議会での審議、パブリックコメントの実施のほか、本日もお集まりいただいた皆様方への説明を含めた市民参画も実施して、広く市民の皆様からご意見を伺うことができると考えたためであります。

当市といたしましては、誰もが個人として尊重される地域社会を実現するためにも、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入は重要で意義のあることと捉えております。しかし、制度を導入しただけでは、誰もが個人として尊重される地域社会は実現されません。市民の皆さんが安心して日常生活を送るためには、生活の基盤となる地域で生活をしている皆様の理解や支援が何よりも重要であると考えていることから、本日は地域の代表の皆さんで構成されている地域自治推進委員会の皆様にしかりと制度についてご説明をさせていただきたいと考えております。説明につきましては地域づくり課の大竹から行いますのでどうぞよろしく願いいたします。

大竹地域づくり課長補佐 それでは私から説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。まず資料 No. 1-1 をご覧いただきたいと思います。パートナーシップ制度とはというものでございます。

同性のカップルなど現在の法律では、婚姻をすることができない方について、お互いを人生のパートナーとして一緒に生活している関係だということを自治体が、この場合は花巻市が証明をするものであります。パートナーシップ制度を導入している自治体につきましては、日本国内で令和5年6月28日時点で328の自治体が導入をしております。

す。この 328 の自治体でパートナーシップを実際に 5171 組が利用しております。

この 328 の自治体であります。東京ですとか愛知県ですとか、人口規模が大きい自治体が多いので、人口カバー率でいきますと、日本の人口の約 7 割をカバーするという状況となっております。岩手県におきましては、本年 4 月 1 日時点で 15 の自治体が導入をしております。パートナーシップ制度と婚姻の違いでありますけれども、婚姻は法律に基づくものでありますので、同性婚に関する法律がない日本では、導入するには、新たに法律整備する必要があります。パートナーシップ制度は、自治体の条例や要綱などにより独自に定めるものでありますので、法律上の効力はありません。例として婚姻の場合と違って、一方の名字が変わることなどはありません。関連しますけれども、制度によってできることであります。自治体によって異なっております。2 人の関係を認める証明書の発行、これは一番基本的なところになりますけれども、それに加えて、自治体によっては様々な行政サービスの提供をしている場合があります。当市におきましても、市営住宅の入居要件など、提供するサービスを検討しているところでもありますけれども、パートナーの扶養に入る、あるいは、相続の権利を得るといったような法律を根拠とする権利は得られないものであります。

どのような方が利用するのかということでもありますけれども、花巻市では LGBTQ と言われる性的少数者のカップルや何らかの事情によりまして、法律に基づく婚姻をしていない、いわゆる事実婚の方々を対象とすることを考えております。LGBT でございますが、女性のことを好きな女性、レズビアン、男性のことが好きな男性、ゲイ、そして男性も女性も好きな人、バイセクシャル、心と体の性が異なる人、トランスジェンダー、これらの頭文字を取った言葉で、性的少数者の総称として使われています。さらに Q を付ける場合もありますし、さらに LGBTQ プラスといった、呼び方をすることもあります。なお、日本では人口の 3 から 10%程度が LGBT という調査結果もございます。この 10% というのは、大体左利きの人と同じくらいの割合でいらっしゃるということでもあります。花巻市として考えていることではありますが、自分の望んだ相手とともに人生を歩むことができない、自分のことをわかってもらえないなど、法律上の婚姻制度を利用することも難しい人が感じている生きづらさを少しでも軽減したいと考えまして、当事者の 2 人の関係を証明するパートナーシップとパートナーの子や親の関係も含めたファミリーシップについて条例として制定して、制度を導入したいと考えているものでございます。制度の導入を検討することとなった経緯でございますが、令和 4 年 6 月の市議会で、パートナーシップの制度の導入につきまして、当事者の方のご家族から議員に対してご相談があったということで、その議員から一般質問で花巻市としてパートナーシップ制度を導入する考えはないかというご質問をいただきました。その際に市長から「市民から一定の理解を得られる場合には、市としてパートナーシップ宣誓制度の導入も検討してまいりたい。」と答弁を差し上げております。また先ほど部長から申し上げましたように、本年の施政方針際にもファミリーシップも含めた形で制度を検討しているという表

明をしてございます。

制度の導入に向けて、これまで行ってきた検討の内容であります。条例の制定によって制度を導入している先例市の事例を研究しましたほか、先ほど申し上げましたように、県内では 10 の自治体が制度を導入してございますが、全て自治体の内部決裁で決定する要綱によって導入されております。参考までに条例によってパートナーシップ制度を導入している自治体につきまして、先ほど制度導入している自治体数は 328 と申し上げましたが、条例によって導入しているのは全国で 15 と認識してございます。

花巻市では、当事者の方々が抱える生きづらさを少しでも軽減するためにパートナーシップ制度の導入は重要で意義のあることと捉えておりますので、市民の皆様にもしっかりとこのような場で制度をご説明いたしまして、最後は議会での議論をいただいた上で、条例による制度を導入したいと考えているところであります。

ここからは、資料 No. 1-2 と資料 No. 2、それから資料 No. 2 の後ろにあります様式集を使いまして、ご説明いたします。まず初めに資料 No. 2 です。こちらが実際に考えている条例の条文であります。第 1 条の目的、一番上にありますけれども、例えば、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、非常に長い題名がついておりますが、これが今年の 6 月に国会議員からの提案によって成立したいわゆる LGBT 理解増進法というものであります。花巻市と他の条例を制定している、条例によって制度を導入している市の違いは、他の 15 市はこの法律が制定される前に条例を制定していることです。花巻市の場合はこの法律ができましてから条例を制定するものでありますので、法律に規定されている制定期少数者への理解を促進するといったような考えは、法律に基づいて行なわれることと考えておりますので、この条例の中には規定はしてございません。

なお、当初は同性パートナーシップ制度として導入することを検討していたものでありますけれども、昨年度、私どもの方で第 3 次男女共同参画基本計画の策定を行いました。その作業に当たり、多様な性への理解について、第 3 次計画でも取り組むこととして考えておりましたので、LGBT 当事者の方ですとか、そうした方々を支援する団体、いわゆるレインボーマーチという団体があるのですが、そちらの方々のご意見を伺ったところでもあります。その結果、日常生活では当事者の家族の方々も含めて、困り事が多いので、ファミリーシップも必要と考えるし、対象を広げるために異性間の事実婚も含めた方がいいという御意見をいただきました。こうした御意見を踏まえまして先ほど申し上げたとおり、ファミリーシップと異性間の事実婚も含める条例として今回素案を作成したものであります。

資料 No. 2 に戻りまして、第 2 条の定義でございます。この条例で使用する用語につきまして定義づけているものであります。第 3 条には、相談窓口を設置することについて、そして第 4 条には多様な性への理解推進に関する施策を実施することと、男女共同参画審議会に意見を求めることについて、第 5 条は市民事業者への情報発信に関する内

容であります、これらは先ほど申し上げた LGBT 理解増進法に自治体の役割として規定をされているものであります。次に資料 No. 2 の 2 ページ目、第 6 条でございますがこちらは主に条例の第 6 条そして規則第 3 条の宣誓の方法であります。こちらは資料 No. 1-1 にも記載をしてございますので、2 ページ、3 ページを見開きでご覧いただきたいと思っております。また、資料が多くて恐縮ですが、合わせまして様式集の一番上をご覧いただきたいと思っております。様式第 1 号とございますが、宣誓届、こちらを提出いただきます。自分たちがパートナー関係にあるということを認めて、カップルの方々はご自分の名前、それから生年月日、住所、連絡先、それから一番下にありますが、ファミリーシップを希望される場合は、宣誓に含める子並びに親の方々のお名前をご記入いただきます。自分たちがパートナーであることに間違いありませんということを、私ども職員の前で宣誓をしていただく、あくまでも宣誓でございます。先ほど申し上げた通り、戸籍等が変わるわけではありませんので、「自分たちはこういう関係で間違いありません。」ということで、私ども職員の前で宣誓をしていただくというものであります。それについて、添付書類なども含めて確認しましたならば、様式集何枚かめくっていただきまして、様式第 4 号というものがございます。こちらが花巻市パートナーシップファミリーシップ宣誓書の受領書というものになってございます。市として「この宣誓の内容が間違いのないことを確認しました。」ということ、これをお 2 人に差し上げる、先ほど関係を認めると申し上げましたのはこういったこととございます。次に様式第 5 号でございます。こちらパートナーシップファミリーシップ宣誓書受領書カードというものがあります。先ほどの様式第 4 号の受領書はこの A4 の様式で、原本として差し上げますので、例えば先ほど市営住宅の入居要件として認めるといったこともお話しいたしました。あとは盛岡市のように病院を持っている市の場合は、家族と同じように病状説明等もこのパートナーの方に行っております。そうしたサービスを受ける際にその原本、A4 の受領書を 1 回 1 回持っていくのもご負担になりますので、カードのようなもので証明するというのを考えております。この様式第 5 号、実際にはカードサイズのものとなります。これは私の名刺入れですけども、ここに収まるサイズのもので、どうして文字が下の方に書いてあるんだらうということをおられるかもしれませんが、財布などに入れているときに、カードの上の方に書いてある文字が読まれてしまう場合があります。これがパートナーシップ制度の証明書だということが、見せたくないまで人に見られてしまう可能性がある。本当に見せなければならぬ場合にだけ、このカードケースから出して提示をいただくということをプライバシー保護の観点から考えたものでございます。こちらは先例市を視察した際に「パートナーシップ制度の宣誓をしたからといって、自分たちの関係を全て明らかにした人たちばかりではない。必要なときだけお示しをしたいという人もいますので、こういった形にしました。」ということを教えてくださいましたので、それを参考にしたものであります。

様式集の左側、この受領書の提示を受けられた方、市の職員ですとか、今言ったよう

な病院の職員の方々などに向けた注意事項、プライバシーの保護についてということでも記載をしております。先ほど性的少数者の方々を支援している団体の方々からの意見を伺いましたと申し上げましたが、その方々が気をつけてほしいことと申されていたのが、アウトティングといたしまして、本人たちの同意を得ないで、例えば私がパートナーシップ宣誓を受け付けたとします。その受け付けた職員である私が宣誓された方々の同意を得ないで、「あの方々は同性パートナーの人たちです。」というようなことを他者にお話しされるということです。「実際にアウトティングが原因で命を絶たれるといったようなことも起きておりますので、そういったことだけには気をつけてください。」ということをお話しいただいてお話ししておりますし、「制度を作った際には職員の方々にもぜひ周知をしてください。」というお願いもされております。そういった点を踏まえて、こういった裏書をしております。

なお、条例では第7条になりますが、まだ花巻市に住所のない、向こう3ヶ月以内に転入を予定される方々につきましても、対象とするように宣誓の要件といたしまして第7条に含んでおります。そして資料 No. 1 の5ページ以降にはパートナーシップの解消ですとか、宣誓の無効、それから受領書の記載事項の変更手続きなどについての記載をしております。その内容を条例と規則の条文で定めておりますのが、資料 No. 2 の5ページ条例第11条の受領証の返還、同じく第12条の宣誓書の無効、資料6ページの第13条、記載事項の変更となります。受領証の返還とは、どういう場合を想定しているかといいますと、このパートナーシップについては、パートナーとして宣誓された一方の方が「私は解消したい。」という意思を示した時点でパートナーシップは解消となるということです。宣誓した時点では、お互いに将来も人生のパートナーということをお互いに宣誓したのですけれども、一方から解消の意思が示され、そういった関係にないということが明らかである場合には、解消ということになります。また、同性のカップルの場合でもDV、暴力が起きている場合があります。このような場合には、パートナーシップの解消の合意を得るためにパートナーに説明しに行った際に、さらにエスカレートしたDVを受ける可能性もあって危険ですので、一方からの申し出でも解消できることとしておりますし、宣誓の無効というのは、そもそも申請自体が嘘での内容であるといったような場合には無効とさせていただきます。それから記載事項の変更については、住所が変更になったとか、そういった場合の届け出をしていただきたいということをお願いしたいというものであります。

パートナーシップ制度によってできることにつきまして、先ほどご説明いたしましたけれども、資料 No. 1-1 の5ページに例を記載しておりますが、これは先例他市の例でございます。例えば市営住宅の入居ですとか、あとは先ほど病院での病状説明について、盛岡市の場合を申し上げましたが、花巻市では、病院を有してはおりませんが、花巻市でこのパートナーシップの宣誓をした方が例えば県立中部病院に入院などされてパートナーの方が病状説明を希望されるといった場合は、岩手県はパートナーシッ

ブ制度を導入している市町村で宣誓された方が県立病院に入院された場合には、同じような対応をしてくださることとなっておりますので、中部病院ですとか、県立の中央病院ですとかの県立病院では、病状説明を受けられるようになるということもございます。あとはこれも他市の事例になりますが、民間企業で例えば携帯電話のファミリー割引の対象となるとか、そういったようなサービスの提供を行っていただいているということでもあります。この内容については、今現在市役所内において調整をしているところではありますが、昨日、東和地域協議会ご質問いただいたのですけれども、「どうして花巻市ではサービスの範囲が狭いのでしょうか。」というご質問いただいたのですが、あくまでも市の決定できる範囲のものだけに限られております。例えば先ほどお話しした扶養に入る、相続の対象になるとか、そういったことは法律に基づくものですのでこの花巻市のパートナーシップ制度ではできないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

これらのパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の考え方につきましては、3月27日に開催した令和5年度第6回男女共同参画審議会の間でもご説明いたしました。委員の皆様から当事者や支援する方の意見も聞いて検討した方がいいということで、先ほど、第3次男女共同参画基本計画策定のときと同じですけれども、いわてレインボーマーチからご意見をいただきました。その際には、条例で制定すること、それからファミリーシップ、事実婚を含めた制度とすることにつきましては、先ほどと似たような感じになりますけれども、「日常生活では当事者の家族も含めて困りごとも多いので、ファミリーシップを含めてもいいと思う。」ですとか、事実婚についての法律行為を選択できない理由があるという点では同じことであり、対象を広くすればいいと思うとのお話をいただいております。

なお、地域自治推進委員会の場でも意見を伺う予定ですとお話をしたのですが、やはり当事者の方々が実際に生活を送るのは地域の場でありますので、こうした地域の様々な立場の方々がお集まりいただく場でご説明をいただけるのは大変ありがたいといったご意見もいただいております。いただいたご意見といたしましては、現在市の考えている内容を変更しなければいけないものはなかったというふうに認識をしております。今後のスケジュールといたしましては、明日からになります。5月20日からパブリックコメントを実施することとしております。全ての市民を対象としておりますので、ご意見をいただきたいと考えておりますし、今日、明日で地域自治推進委員会、各地域協議会からの意見の聞き取りは、この場が最後ということになってございます。いただいたご意見につきましては、検討を行った後、公表をさせていただきたいと思っておりますし、できれば9月の議会に条例案を提案させていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。説明が長くなりまして申し訳ありませんでした。以上、よろしく願いいたします。

川村会長 それでは説明が終わりました。この件について市の考えの説明に対し、委員

の皆様から意見を伺いたいと思います。質問意見のある方どうぞ発言してください。

杉山綜一委員 公募で選ばれた杉山と申します。一般的に条例というものに関して質問ですが、条例の改定や廃止はできるものなのか、できるとすればそれはどの程度の時間を要するものなのか、まずお聞きしたいです。

大竹地域づくり課長補佐 ありがとうございます。条例でございますけれども、条例を制定するには議会の議決が必要となっております。そして改正する際、廃止する際にも、原則といたしまして、やはり議会の議決が必要ということになります。議会は、年4回定例的に開催されることとなっておりますし、また、必要に応じて臨時議会が開かれますので、そういった本会議での議決が必要ということになります。ですので、期間につきましても、やはり市の内部だけで決定する要綱の改正よりは、やはり時間がかかるということになります。

杉山綜一委員 はい、ありがとうございます。この質問をしたのは、この条例を制定することに関して、他市では何か問題があったかということについては、特に私は調べていないのですけれども、中にはもしかしたらリスクもあるのかなというふうには考えられなくもないなと思っていて、何か反対運動が起きたとか宗教上の理由でそういうのをちょっと受け入れられないという人たちが激しい抗議などする懸念があるときなど、この条例を廃止する必要があった場合にすぐに対応できるのかということを考えてときにどのくらいの時間がかかるのかなという質問を先ほどさせていただいたんですが、臨時でも議会が開催される、定例で年4回も開催しているということなので時間を持たなくても、できるものであるとわかりました。以上です。

川村会長 今の件に関しまして、市の方からなにかありましたらどうぞ。

大竹地域づくり課長補佐 この制度につきましては、昨年、LGBT 理解増進法について、国でも様々な議論がございました。そして、やはりいろんなご意見もあることは承知しておりますので、市民の皆さまからご意見を伺いたいのでこういった場でご説明しておりますし、パブリックコメントでも市民の方からご意見をいただけるというふうになってございます。また、パートナーシップ制度については、ご自分たちの関係を証明してほしいと希望される方についてご利用いただける制度ですので、あくまでも宗教上の理由で、そういったことを許されていないという方々について、あなた方も申請してくださいというような制度ではございません。

ただ、大きなところがこの制度を作ることによって、実際にそういった方がいらっしゃるんだということを市民の方々にもご理解をいただきたいというところが一番のところでございますので、必ず申請をしてくださいとか、そういったものではありませんし、当事者以外の方々の権利を何か侵害するような制度としないようにしております。そういった点につきましては、先ほど300以上の自治体が導入しているということは申し上げましたけれども、直接電話してこれら300以上の自治体に問合せしたわけではありませんが、視察に行った自治体から伺ったところでは、そういったトラブルについては

起きていないという確認をしております。

杉山綜一委員 わかりました。ありがとうございます。

川村会長 次にどなたか。永井委員どうぞ。

永井ミナ子委員 意見というわけではないのですが、これからの時代を考えた場合、やはり多様性とか個性っていうのも取り上げられているので、私としては新しい家族のあり方として受け入れていってもいいのではないかという思いで今回この資料を読ませていただきました。ただ、先ほどほかの会場でも質問があったとのことですが、私も扶養家族とすること、そういうのはどうなのだろうと思っておりましたが、先ほど、市として決定できる範囲ということでしたので、納得いたしました。以上でございます。

川村会長 ありがとうございます。他にどなたか。吉田さんどうぞ。

吉田優子委員 吉田と申します。パートナーシップ、ファミリーシップの制度導入に関しまして市民の理解は当然必要だと思うのですが、この市民の中には小学生、中学生年代の子供たちも含まれていると思います。この子供たちに自分の家族とまた少し違う形の家族がいるという理解を、どこかでわかりやすく説明できるというような何かないのでしょうか。

大竹地域づくり課長補佐 全ての学校ではないのですが、県の男女共同参画センターというところがございますが、そちらで講師派遣事業がございます。その中のメニューの一つに多様な性についてというものがあまして、希望される学校には、県のセンターから講師を派遣いたしまして、子供たちの前で実際にお話をしていただいております。こういった方々が実際にいらっしゃるということをお話いただいて、これは小中学校とか高校になりますけれども、昨年の実際の数字は今ここに資料ございませんが、3校から4校で実施しております。これはあくまでも学校の教育課程の中でこれが必要だということで校長先生にご判断いただけた際に実際に取り組んでいただいております。また、男女共同参画審議会には、校長会からも参画いただいておりますので、各学校で取り組まれるようお願いをしているところではありますけれども、一方では学校でやらなければならないことがすごく多くなっておまして、どれをやるかについてはやはりその学校の事情によって違っているということではありますが、子供さん方からもご理解いただけるように、そういった点について取り組んでいただいております。

なお、同じく男女共同参画審議会に幼稚園の園長先生もいらっしゃるのですが、やはり幼稚園でもそういったことについては機会があったらお話をしてみたいということで、審議会でお話をいただきましたので、今後協力をしてみたいと考えているところでもあります。

川村会長 はい、ありがとうございます。ほかにはいいですか。それでは委員の皆様から意見をいただきました。市当局におかれましては、ただいまの意見を検討されるようお願いいたします。これをもって本日協議いただく案件は以上となります。

ありがとうございました。

大竹課長補佐 川村会長それから委員の皆様、大変ありがとうございました。以上をもちまして令和6年度第1回花巻市地域自治推進委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。